

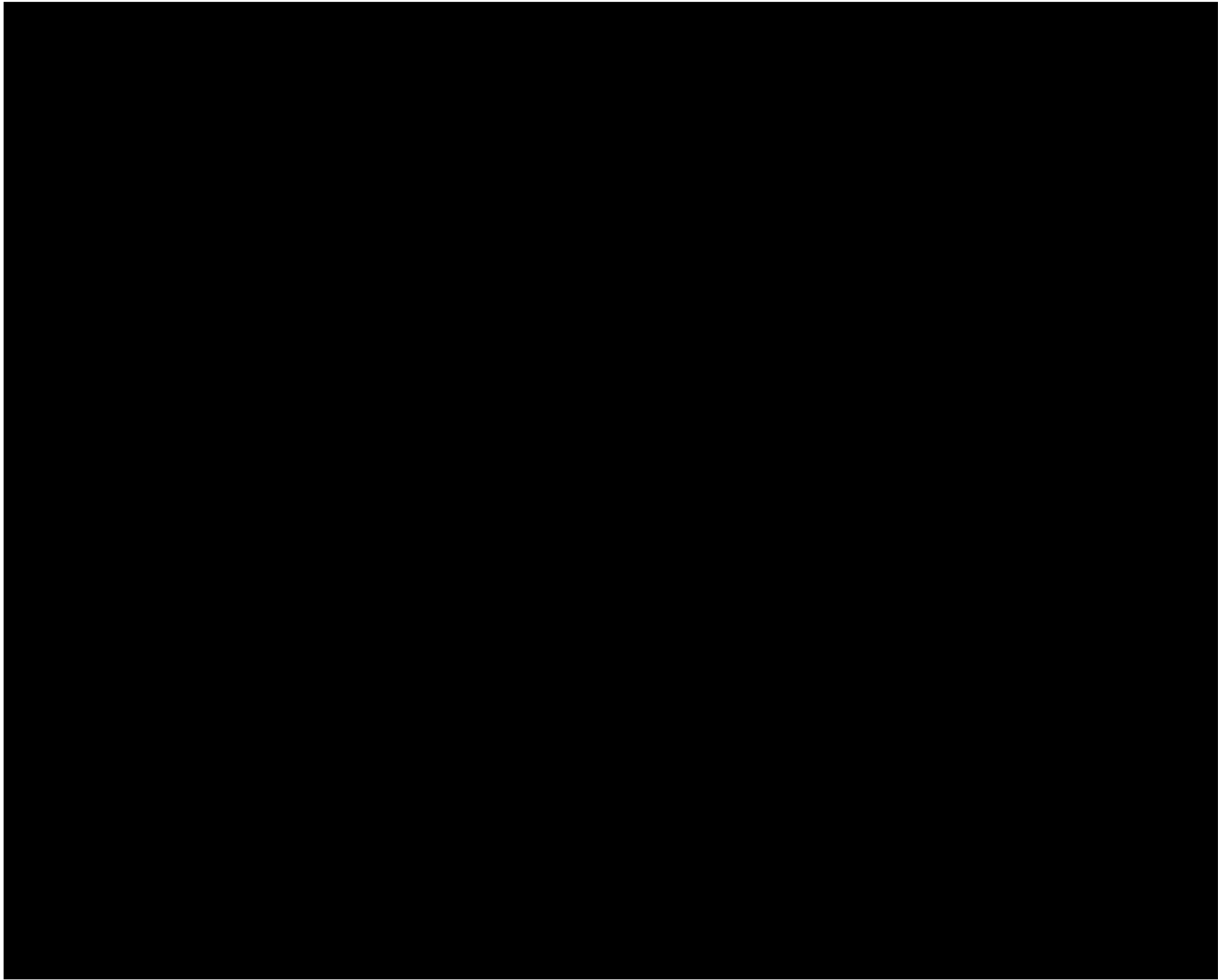
ほっと

No.79

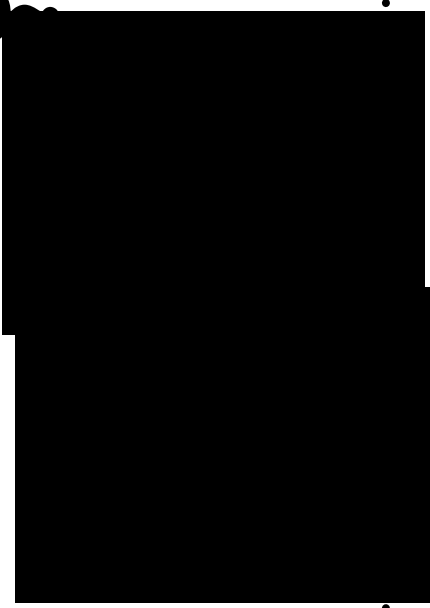
11²⁰²⁰
月号

夕食に栄養バランスのとれた
手作り弁当をお届けしています!!





～親友の仲や人と人をつなぐきっかけづくり～



ご利用ください

車いすの貸出し

必要なもの
印鑑

車いすの必要な方に一時的に貸出を行っています。

対象：宮若市在住で退院、旅行、ケガなどで車いすが必要な方。

介護保険等、他制度が利用できる方は、そちらを優先してください。

福祉車両の貸出し

事前に予約が必要

車いすを利用されている方の外出支援、社会参加のために福祉車両の貸出を行っています。

対象：宮若市在住で車いす等により福祉車両でしか移動できない方。

スロープタイプとリフトタイプを用意しています。

チャイルドシート貸出

●どんなときに貸してもらえるの？

- ・市内の子育て世帯で必要な方
- ・宮若市に帰省をし、一時的に必要な方

●チャイルドシートの種類

- ・新生児対応型（0歳～4歳頃まで）
- ・幼児学童対応型（1歳頃～6歳頃まで）

●貸出期間

- ・短期（3ヶ月以内）………祖父母等
※更新不可
- ・長期（最大12ヶ月以内）……両親
※6ヶ月ごとに更新が必要

●必要なもの

- ・印鑑
- ・免許証
- ・利用料…1,000円(更新ごと)



事前に電話でお問い合わせください。
(予約はできません)



子育て用品リユース



不用になった子育て用品を市民のみなさまに持ち込んでもらい、必要な人が自由に持ち帰ることが出来る「子育てリユースセンター」を設置しています。ご家庭や職場などで不用になった子育て用品があれば、お寄せください。

衣類等をお寄せいただく場合は、洗濯やクリーニングをお願いします。リユースできないものは、ご遠慮いただく場合があります。

※リユースセンターで持ち帰ったものをフリーマーケットやフリマアプリ等で販売されている方がいらっしゃるようです。販売目的での持ち帰りはご遠慮ください。

～弁護士による無料法律相談～

毎月第2火曜日の午後1時から4時まで、法律相談を実施しています。

困ったことや心配なことはありませんか？まずはお問い合わせください。

日時：11月10日(火)

定員：6名(1人30分)

場所：社会福祉センター(所田)

事前予約が必要

今後の実施予定日 12月8日 1月12日
2月9日 3月9日



問い合わせ先 宮若市社会福祉協議会 TEL 0949-32-0335 FAX 0949-32-1009

この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金で作成しています。